

一般不妊治療・生殖補助医療費用について

令和4年4月1日より『一般不妊治療』および『生殖補助医療』が保険適用(※)となりました。これに伴い、以下の処置等については、診療報酬点数に基づき算定いたします。

- ・人工授精 1,820点
- ・採卵 3,200点(採卵数に応じ2,400点~7,200点の加算)
- ・体外受精 4,200点
- ・顕微授精 4,800点~12,800点(個数に応じ評価)
- ・受精卵、胚培養 4,500点~10,500点(個数に応じ評価)
(+胚盤胞に向けた管理 1,500点~3,000点)(個数に応じ加算)
- ・胚凍結保存 5,000点~13,000点(個数に応じ評価)
- ・胚凍結保存維持管理 3,500点
- ・胚移植(新鮮胚移植 7,500点、凍結融解胚移植 12,000点)

(注) 上記実施のために用いた薬剤の費用は別に算定。
採卵については採卵数、顕微授精・受精卵、胚培養・胚凍結保存は個数に応じ加算(評価)。

(※) 保険適用となる方は、治療開始日もしくは既に治療を開始している方の年齢が43歳未満であること(人工授精については、この限りでない)が定められております。